



☆ 2004年、井上ひさし、大江健三郎等9名の著名人が日本国憲法九条を守る「九条の会」を結成。その呼びかけに応え、演劇鑑賞会の会員有志で2005年「お芝居大好き！九条の会～テアトル9」を作りました。

この怒りをどこへ！

12月6日、「特定秘密保護法案」(以下「法案」と言う)が強行に採決された翌日、南アフリカの元マンデラ大統領死去の報道があった。マンデラ氏は「他者を尊重する、意見の異なる人を大切にする、そして小さな声を大切にしてきた」と言われ「それを推し進めていくことが民主主義を育てる」と。それに引き替え、拙速に強引に「法案」を通してきたこの国の政府と与党。意見の異なる人や小さな声を無視し、他者を監視し抑圧する「法案」を強行した。それは民主主義と逆行するファシズムへの道筋を開こうとするものである。この激しい怒りをどこへぶつけなければいいのであろうか。

一つは、戦後、私達や先輩たちが育てたこの国の民主主義を信じ、拠り所にする事である。「法案」の秘密性、危険性が明らかになるにつれて、反対の声は燎原の火のように広がっていった。マスコミ・ジャーナリスト・キャスター、弁護士、作家、芸能人・俳優、芸術家、ノーベル受賞者たち学者、宗教家、国際ペンクラブ、そして私達が例会に取り上げている劇団・俳優、全国演劇鑑賞団体連絡会議へと。言論・表現・結社・思想など基本的人権を断固として守ろうとする人達の声への信頼である。二つ目は、この「法案」を許してきた私たちの弱点をしっかりと見つめる事。振り返ってみればこの1年「経済さえよければ全てよし」とアベノミクスの影に隠されていた本当の姿を見通すことができなかった。その弱さを認識して、真実を見ぬく瞳を輝かしていく事ではないだろうか。人間の生きる喜びや人を愛する素晴らしさ、歴史や人間に正面から向き合った、戦争や平和をリアルに描いたそんな演劇を通して磨いていくことが大切だと思う。三つ目は、粘り強く、熟議を重ね、私達の運動—演劇鑑賞運動、憲法9条を守る運動を、ヨコへと広げていくことが、民主主義を守り、育てていく事に繋がっていく。新しい年はもう目の前に来ている。今の「怒り」「憤り」を忘れないで、この1年間、持ち続けよう。(Y)

知る権利と図書館

公立図書館は国民の知る権利と学ぶ権利を保障する施設・機関です。この目的を達成するため図書館には、資料収集の自由と資料提供の自由があるのです。このたびの「特定秘密保護法」はこれを真っ向から蹂躪するものです。戦前図書館が「思想善導」機関であったときの実態と弾圧の事例は枚挙にいとまがないのです。当時の体験を語る先輩図書館人の苦痛に歪んだ表情に顔を背けたこともありました。今夏、島根県松江市の「はだしのゲン」をめぐる事件は記憶にあるでしょう。このような事件が続くと資料収集にも提供にも心理的な自己規制の空気が知らず知らず広がるのです。産業革命時代イギリスの鉱山労働者は、カナリヤを入れた鳥かごを持って入坑しました。坑内にガスが充満してくるとカナリヤは早く騒ぎだすのです。それを見て危険を察知し労働者は鉱外へ脱出したといいます。ジャーナリズムや図書館は市民社会のカナリヤです。(上原)

『秘密の代償』

一昨年、文学座の『秘密の代償』を見ました。高級官僚一家と若くて美しい小間使の間に起きた邪悪な誘惑が、別々の秘密となり、挙句の果て、大金が小間使いに持ち去られるという物語です。秘密の代償は高くつく芝居は暗示していました。

11月26日、特定秘密保護法案が衆議院で強行採決されました。秘密守る法律はたくさんあるのになぜ？個人的には、技術士としての「守秘義務があり」、技術士法第45条で「正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と定められ、「違反者は最高1年の懲役又は最高50万円の罰金に処せられる」と、されています。「守秘義務」は国家・地方公務員、医師、看護師、自衛隊員など様々の分野で同様な義務と罰則規定があります。このような法律がありながら、「特定秘密保護法案」を急ぐのか、それは専門だけでなく、戦前と同じように一般市民に対する緘口令の実施であると思えるのです。

強行採決された前日の福島市での公聴会では、原発事故の教訓を踏まえ、慎重な審議を求める声や法案に反対する意見が多数だされたそうです。原発の計器の保守・管理を行う会社の会長は「原発労働者は、外部や家族に原発のことを話せない環境が永年続いてきた。それが安全神話を生み、取り返しのつかない事故につながった。原発の安全性に向けて非常に大事なものは、告白者がいることだ」と述べています。福島第一原発の廃炉や除染の費用は数十兆円規模という推計(日本経済研究センター)といわれています。とても大きな「秘密の代償」ではありませんか。(広沢)

テアトル9新年会のご案内

2014年1月12日(日)12時～
サンパル7F会議室

参加費1000円 持ち込み大歓迎！

※講師は11月入会した元裁判官・伊藤さん
or 吉田弁護士



～ お芝居と平和 ④ ～

12歳で、ある経験から集団の恐ろしさと刃向かう時の苦しみを知った。そのせいか「群れる」事への警戒心が消えない。よく言うと「主体を重んじ」だが、悪く言えば組織というものに臆病である。あらゆることに疑問符を抱きながら小難しい顔で生きてきた。

芝居を観ることは、「群れてもよい相手」を自分に判断させる指標の一つ。抱える疑問符が何かを知らせてくれることもある。そして、芝居を観ることの出来る、とりあえず平穏な環境を有難いと思う。

ジャン・フォーリエの絵を見た。恐ろしい絵であった。『戦争を潜りぬけて来た非情な人間観が表現されている』と評されるが、「人質」と題した絵では青黒い目がオマエも人だと言っていた。時代が異なれば鮮やかな色彩で柔らかく人間を描いたかもしれない。

12歳のあの時、傍観者として逃げた自分、耐えられなくなり起こした行為。不思議な形態で私の中心に在る。

芸術を楽しめる平穏、人間として狂わず生きられる日々は貴重である。(くちなしサークル 増田初美)



「博士が愛した数式」青年劇場公演

学校公演観劇(感激)記

11月例会『普天間』公演の前日に、近江八幡で青年劇場の学校公演を観劇しました。芝居は映画にもなった『博士の愛した数式』。交通事故の後遺症で記憶が80分しか持たない数学者の博士と家政婦の家族とのふれあいを描いた作品。小学校の体育館に入ると、一段高い正面舞台ではなく、なんと平場(床)の方に暗幕と照明器具に囲まれた舞台が出現しており、子供達も私達もビックリ。何もない場所にゼロから劇空間を創造する、劇団や芝居(文化)の力を実感しました。観客は1年生から6年生までの全校生徒で、先生が注意しても静かには観れずザワザワ。けれど、大人のような集中力は無くとも、聴くところはしっかり聴いていることに気がきます。博士が舞台の上から「あの一番星を見てごらん」と客席の後ろを指さすと、それまで騒いでいた子供達がいっせいに立ち上がって、その指さす方を見つめる光景も。子供には子供なりの観劇の仕方があることが、今後の鑑賞運動のヒントにもなりそうで、ちょっと嬉しくなりました。ともあれ、この芝居はもっと集中できる環境でもう一度観ます。

(ちいばっパサークル 田中清史)

例会場「テアトル9コーナー」にお立ち寄りください!

テアトル9グッズのプラバン、また賛同者の方にはニュースをご用意しています。カンパも大歓迎!

ご連絡は...児玉 090-8209-2391

米田 090-8658-8579

谷中 090-2101-4579



みちのく一人旅 ～ 前号の後を追うように ～

11月2日から7日までの6日間、車のままな一人旅で東北6県を駆け抜けた。新婚旅行で花巻～釜石～気仙沼～石巻～仙台と回った三陸の美しい海岸が今も心に残っている。3.11後、もう一度行きたいと思いつけていたが、踏み出すきっかけがなかった。

そんな折、昴公演『本当のことを言ってください。』のアフタートークで作家の畑澤聖悟さんの話を聞き、彼の主宰する渡辺源四郎商店なる劇団の芝居を青森で観たくなった。前々から行きたかった山形県の遅筆堂文庫(井上ひさし)、岩手県の宮沢賢治記念館、そして畑澤聖悟(来年8月に60周年記念講演予定)の往路が決まったのは3日前。

さて復路は、花巻から32年前のコースを辿った。陸前高田、南三陸、気仙沼と壊滅的な被害は分かっていたものの、その空間に立つと茫然とするしかない。大半の瓦礫は片付けられているが、ズタズタになった線路の脇に小さな電車の玩具が転がっていた。復興に向けた土木工事の土埃は、かつての神戸を思い出す。気仙沼では、ふらりと立ち寄った大衆食堂の主が、神戸から来たと聞いて当時の様子を語ってくれた。そういえばあの晩、気仙沼の海が燃えていたのを思い出した。同じように津波に被われても、被害の分かれ目も見えた気がする。その日は石巻で泊まり、翌日には南相馬から飯館村に回った。津波は海岸沿いの町を壊滅的にしたが、山の村の家々は被害が全くない、一見…。しかし、雨戸は固く閉ざされ、猫の子一匹いない。寂しさ、いや怒りが込み上げてくる。美しい村は、本当に戻ってくるのか…。2,750kmをただ走破しただけかもしれないが、見て確かめてよかった。そこに立つということ、それだけで分かることもある。(鶴嶋吉信)

新米弁護士のつぶやき vol. 6

皆さんこんにちは。さて、今回は「老後の備え」の前編です。皆さんの中には、弁護士というのは、普段、紛争が起きた際初めて登場する人であるというイメージがありませんか。しかし、決してそうではなく紛争が生じる前に予防をするという段階で、弁護士が登場する場面は多くあります。

私が仕事をさせていただいている中でよく出会うのが、遺言を準備したいという相談です。それも、比較的高齢の方だけではなく、相当若い方が相談に来られることがあります。遺言はどのように書いたらよいのかという形式面の相談や、どのような内容の遺言を作ればよいのかという内容面の相談等を受けます。ご自身の死後、遺産をめぐる身内間で望まない紛争が起きてほしくない、生前お世話になったあの人に遺産を渡したい、等思いは人それぞれです。遺言は、民法で絶対に外せない形式面の決まりがあるとか、公正証書という形式の遺言を利用すれば遺言の有効性についての紛争を回避することができるとか、様々なアドバイスをします。私の方で、ご希望に沿った遺言を作成することもあります。相談に来られた方、遺言を作成された方は、皆さんどこか安心した顔をして帰られます。

今回は、「老後の備え」の後編として、任意後見契約についてつぶやこうと思っています。(足立知可)